

高石市工事に係る入札情報の事前公表に関する要綱

(平成20年高石市告示第41号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、工事に係る入札の競争性、公正性及び透明性を確保することにより不正行為を防止し、適正に契約事務を執行するため、工事に係る予定価格及び最低制限価格の事前公表（以下「事前公表」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象)

第2条 この要綱による事前公表の対象は、工事のうち予定価格が200万円を超えると見込まれるものとする。

(入札情報の事前公表)

第3条 市長は、高石市契約規則（平成7年高石市規則第3号）第32条に規定する通知をする日に次の各号に定める事項を公表するものとする。

- (1) 工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う日
- (4) 予定価格
- (5) 最低制限価格

(事前公表の方法及び期間)

第4条 前条の規定による事前公表は、契約検査課において閲覧に供する方法によるものとする。ただし、必要に応じて、高石市ホームページへの掲載その他の措置を講じることが出来るものとする。

2 事前公表の期間は、当該工事に係る入札が終了するまでとする。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（高石市告示第18号）

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（高石市告示第18号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。